

旭川市議会議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 旭川市議会の議員定数及び議員報酬について市民各界の意見を聴くため、旭川市議会議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、8人をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市の区域内の公共的団体等の代表者又はその推薦に基づく当該団体等の職員
- (3) 本市に居住する者であって、議長が行う公募に応じた者

2 構成員の任期は、議長が出席を依頼した日から懇談会が意見をとりまとめた日までとする。

(座長及び副座長)

第3条 懇談会に座長及び副座長1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議の進行を司る。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、議長が招集する。

2 懇談会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、議会事務局総務調査課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月3日から施行する。